

# 飯山市立城北中学校 P T A 慶弔規定

- 第 1 条      会員に不幸があった場合は、次のように行う。  
（１）保護者死亡のときは、香料 5,000 円を贈り、会長が代表して弔問する。  
（２）生徒死亡のときは、香料 10,000 円を贈り、当該学校職員が代表して弔問する。  
（３）職員死亡のときは、協議による。
- 第 2 条      会員に特別災害があった場合は、協議のうえ見舞いを贈る。
- 第 3 条      削除（職員への結婚祝い）
- 第 4 条      削除（転退職員への記念品）
- 第 5 条      その他必要が生じた場合は、協議により善処する。
- 第 6 条      前各条の費用は、P T A 予算から支出する。
- 第 7 条      前各条の慶弔を受けた会員は、いっさいの返礼をしない。
- 第 8 条      この規定の改正は、評議員会において行う。
- 第 9 条      この規定は、平成 2 2 年 4 月 1 日より施行する。

平成 3 1 年 3 月 1 9 日    評議員会において    第 3 条, 第 4 条を削除